

令和7年(ヌ)第140号

注 意 書

- ・ 本件は、物件番号2の売却です。
  - ※ 入札の際には、物件番号をお間違えのないようご注意ください。  
ださい。
  
- ・ 本件の3点セットの構成は次のとおりです。
  - ①公告書
  - ②物件明細書
  - ③現況調査報告書
  - ④補充書
- ※ 物件1、物件1土地とあるのは、目的外土地(地番210番)と読み替えてください。

名古屋地方裁判所民事第2部競売係

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月19日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 神宮司 智 仁

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 6月 3日から 令和 8年 6月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 1日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月24日 午前 9時00分から 令和 8年 6月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

2 所 在 名古屋市守山区小幡四丁目 210番地

家屋 番号 210番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 56.49平方メートル  
2階 46.37平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約60.53平方メートル  
2階 46.37平方メートル



## 物 件 明 細 書

令和 8年 3月18日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

---

### 1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

---

### 2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号2】

売却対象外の土地（地番210番）につき、本件建物のために法定地上権が成立する。

---

### 3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

なし

---

### 4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

### 5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
  - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物件目録

2 所 在 名古屋市守山区小幡四丁目 210番地

家屋 番号 210番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 56.49平方メートル  
2階 46.37平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約60.53平方メートル  
2階 46.37平方メートル



令和 7 年( 又)第 140 号

令和 7 年 11 月 7 日受理

令和 8 年 1 月 5 日提出

# 現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 名古屋市守山区小幡四丁目                     |
|   | 地 番   | 210番                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 99.17平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 名古屋市守山区小幡四丁目 210番地               |
|   | 家屋 番号 | 210番                             |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造瓦葺2階建                          |
|   | 床 面 積 | 1階 56.49平方メートル<br>2階 46.37平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	名古屋市守山区小幡四丁目2番14号														
<b>土地</b>	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(A) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	「執行官の意見」のとおり														
<b>建物</b>	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる( <input checked="" type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階 約60.53平方メートル														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者(A) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	「執行官の意見」のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年( )第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	令和	年( )第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[	地方裁判所	支部	令和	年( )第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図(概略)のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (債務者)</p>	<p>(口頭による陳述要旨)</p> <p>1 私は、現在、物件2建物に居住しています。</p> <p>2 物件2建物は、昭和40年代に店舗兼居宅として建築された建物です。私の亡父が同建物1階の北側部分(現在の洋室1)で日用雑貨店を営んでいましたが、その後、店を閉め居宅に改修しました。何度か増築やリフォームをしていますが、亡父が行ったことなので、詳細な時期や増築箇所等は分かりません。</p> <p>3 物件1土地及び物件2建物の全部又は一部を第三者に貸しているということはありません。</p> <p>4 10年くらい前に大雨が降った際、物件2建物の2階で雨漏りが発生しました。特に補修していませんが、その後、再発していません。</p> <p>5 大雨の際でも物件1土地の周囲の道路が冠水したことはありません。また、物件2建物で浸水被害を受けたこともありません。</p> <p>6 物件1土地の隣地所有者との間で、境界に関する紛争はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

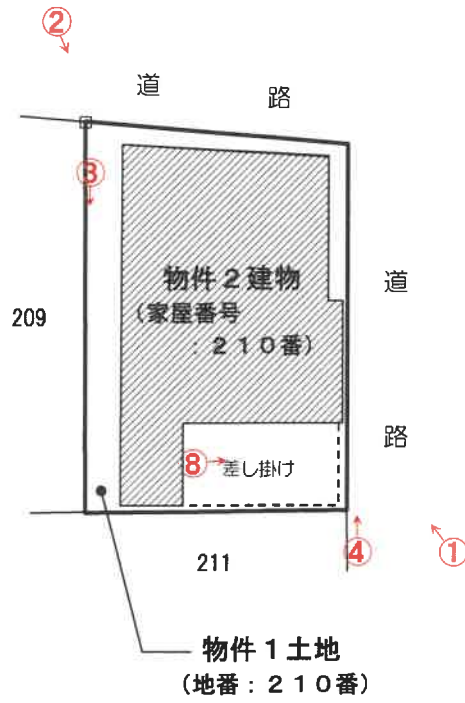
- 1 物件1土地及び物件2建物の占有関係について  
関係人の陳述、住民票の記載内容及び現況等から、2枚目に記載のとおり認められる。
- 2 物件1土地の現況等について
  - (1) 物件2建物の敷地及び駐車場等として使用されており、北側及び東側で道路に接している。
  - (2) 土地建物位置関係図(6枚目)の「□」で示した箇所付近に境界標とみられる杭を確認した。また、南側及び西側の各境界付近にコンクリートブロック及びフェンス等が設置されていた。
  - (3) 南東部(物件2建物の南東側)に差し掛けが設置されている(写真1)。  
なお、当該差し掛け下に雑貨及び不要物とみられる物品が山積みになっている(写真8)。
  - (4) 物件2建物の軒先が西側隣地(名古屋市守山区小幡四丁目209番の土地)及び東側道路に越境している(写真3及び4)。
- 3 物件2建物の現況等について
  - (1) 室内は家財道具、日用品及び雑貨類で溢れかえっており、特に1階は足の踏み場もない状態であった。
  - (2) 年月日不詳で1階南東部及び南西部が未登記増築されている(増築箇所及び増築面積は建物間取図(7枚目)参照)。
  - (3) 20年から30年ほど前に室内全体がリフォームされたとみられるが詳細は不明である。
  - (4) 経年相応の劣化のほか、たばこのやにによるクロスの黄ばみが認められる。また、新築から約60年経過した老朽化した建物であることから、建物の躯体等に損傷が生じている可能性がある。
- 4 その他  
買受人は物件1土地上及び物件2建物内の物品の搬出及び廃棄のため相当の費用を負担しなければならない可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年11月10日 (月) 9:20-9:30	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (屋外), 占有調査, 連絡依頼文書を投函 (連絡なし)
7年11月10日 (月) 16:30-16:40	名古屋法務局	登記事項証明書, 公図, 建物図面及び地積測量図取寄
7年11月10日 (月)	当庁執行官室	名古屋市証明書交付センターあて関係人の住民票の写し請求作成送付, 名古屋市栄市税事務所あて物件1土地ほかの固定資産税評価額等証明書請求作成送付
7年11月14日 (金)	当庁執行官室	Aあて立入調査期日通知書作成送付
7年12月2日 (火) 9:30-10:00	目的物件所在地	全戸不在につき立入調査中止, 立入調査期日通知書を郵便受に投函, 近隣居住者より聴取, 簡易測量, 写真撮影 (屋外), 評価人同行
7年12月3日 (水)	当庁執行官室	名古屋市証明書交付センターあて関係人の住民票の写し請求作成送付
7年12月18日 (木) 11:30-12:40	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 簡易測量, 写真撮影 (屋内外), A立会, Aより占有状況等につき聴取, 評価人同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月18日 本件建物は施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。建物内にAが在宅していたため, 以後, Aを立ち合わせて調査を実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが, 全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

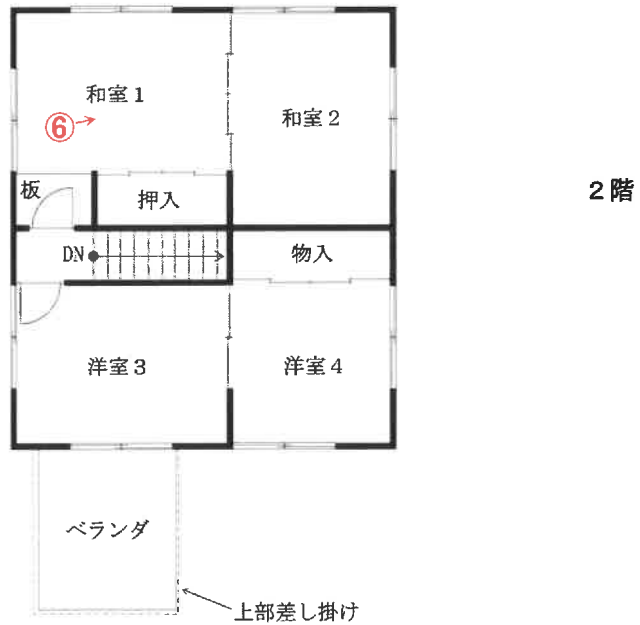
# 土地建物位置関係図（概略）



※ 境界杭等の位置を「□」で示す。

※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

# 建物間取図（概略）



※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

1 物件1 土地及び物件2 建物の外観



物件2 建物

差し掛け

物件1 土地

2 物件1 土地及び物件2 建物の外観



物件2 建物

物件1 土地

3 物件1土地の西側境界付近の状況



物件2建物

物件1土地

西側隣地  
(209番)

※ 破線：境界付近の目安

4 物件1土地の東側境界付近の状況



物件2建物

物件1土地

※ 破線：境界付近の目安

5 物件2建物内部の状況（洋室1）



6 物件2建物内部の状況（和室1）



7 物件2 建物内部の状況 (キッチンシンク)



8 物件1 土地南東部の差し掛け下部の状況



令和7年(ヌ)第140号  
令和8年2月24日受理  
令和8年3月13日補充評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

# 補 充 書

評価人 不動産鑑定士

長谷川 明子 印

## 第1 評価額

以下は、別紙物件目録記載の不動産のうち物件2のみを売却する場合の補充評価である。

物件2(建物)	金	4,310,000	円
---------	---	-----------	---

上記は土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	名古屋市守山区小幡四丁目 210番 宅地 99.17㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	名古屋市守山区小幡四丁目 210番地 210番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 56.49㎡ 2階 46.37㎡	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
2	1階に未登記増築部分（約4.04㎡）があり、現況床面積は1階約60.53㎡である。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	名鉄瀬戸線「喜多山」駅の北西方 道路距離約800m  (附属資料No.1「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅を中心に共同住宅、駐車場等も見られる住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 150% — 10m高度地区、緑化地域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 間口 奥行 形状	99.17㎡ (北側)約8.4m 約11.5m 台形
接面道路の状況	北側現況幅員約5.4m舗装市道(小幡東西第4号線)に概ね等高、東側現況幅員約4.2m舗装市道(小幡南北第13号線)に概ね等高に接面。  道路はいずれも市道認定されており、建築基準法第42条第1項第1号の道路である。	
土地の利用状況等	物件2の敷地等として利用されている。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり あり あり
土壌汚染の可能性の調査	昭和35年、44年、55年頃の住宅地図等によると、従前の土地利用は畑であり、地目変更後、昭和41年頃に本件建物等の敷地となり、現在に至ると推定されるが確定できない。名古屋市公表資料で確認したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。汚染の原因となる物質を含むかは不明である。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隣接不動産の状況は、東側道路を介して一般住宅、西側一般住宅、南側一般住宅等、北側道路を介して一般住宅である。</li> <li>○ 本件土地の南東側に差し掛けが設置されている。なお、当該差し掛け下には動産類が山積みとなっており、相当の処分費用の発生が見込まれる。</li> <li>○ 北東端の樹木の枝等が道路上に越境している。</li> <li>○ 名古屋市公表の浸水実績図によると、平成12年9月の東海豪雨の浸水区域に該当する。</li> <li>○ 名古屋市備え付けのハザードマップによると、浸水の予想される区域に該当する。</li> </ul>	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和41年10月1日新築 経過年数 約59年 経済的残存耐用年数 約0年
仕様	構造 木造 屋根 瓦葺 外壁 亜鉛メッキ鋼板外 内壁 ビニールクロス、合板外 天井 石膏ボード外 床 クッションフロア、タタミ外 設備 上水道、都市ガス、下水道 その他 -
床面積(現況)	現況の床面積は登記事項証明書記載面積と異なり、1階約60.53㎡、2階46.37㎡、合計約106.90㎡である。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 6DK (附属資料No.7「建物間取図(概略)」のとおり)
品等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 債務者によると、亡父が1階の店舗部分を住宅に改修し、その後も何度か増築やリフォームをしているが、詳細な時期や増築箇所等はわからないとのことである。また、10年位前に2階で雨漏りが発生したが、現在は雨漏りはしていないとのことである。</li> <li>○ 室内には家財道具、日用品等の大量の動産類があり、相当の処分費用の発生が見込まれる。</li> <li>○ 1階洋室1のクロスにタバコによるものと思料される黄ばみが見られる。</li> <li>○ 上記のほか、概ね使用や経年相当による内装等の汚れ、損傷、設備や建具の劣化等が見られる。</li> <li>○ 屋根の一部が西側隣地及び東側道路にそれぞれ越境している。</li> <li>○ 本件建物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)は約61%であり、指定建ぺい率(50%)を超過している。</li> <li>○ ベランダの上部に差し掛けが設置されている。</li> <li>○ 登記記載の建築年月日から、本物件は旧耐震基準(新耐震基準は昭和56年6月施行)の建物と推定される。</li> <li>○ 建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	156,000	1.02	99.17	0.90	14,200,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 名古屋守山-13

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 164,000 \text{ 円/㎡} \times & 101 / 100 \times & 100 / 103 \times & 100 / 103 = & 156,000 \text{ 円/㎡} & \\ & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} & \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位(東向)1.03

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政条件格差等を考慮して判定。

イ 個別格差：角地1.04×形状0.99×相隣関係0.99=1.02

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### (2) 建物価格（物件2）

目的建物等の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費等に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	182,000	106.90	0.02	390,000

ウ 現価率 建物は経済的耐用年数が満了しているため、現状等を考慮し現価率を2%と判定した。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	14,200,000	0.50	法定地上権	7,100,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

### (2) 価格の判定

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減 価修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
2	390,000	+ 7,100,000	0	0.72	0.80	4,310,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：指定建ぺい率超過の建物であること、大量の動産類があり相当の処分費用の発生が見込まれること等による市場流通性の低下を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 地価公示価格(名古屋守山-13)

所 在：名古屋市守山区小幡2丁目714番1、「小幡2-7-19」  
価 格：164,000円/㎡  
位 置：名鉄瀬戸線「小幡」駅の北東方道路距離約800m  
価 格 時 点：令和7年1月1日  
地 積：158㎡  
供給処理施設：水道、ガス、下水  
接 面 街 路：東4.3m市道  
用途指定等：第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%，容積率 150%)  
地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

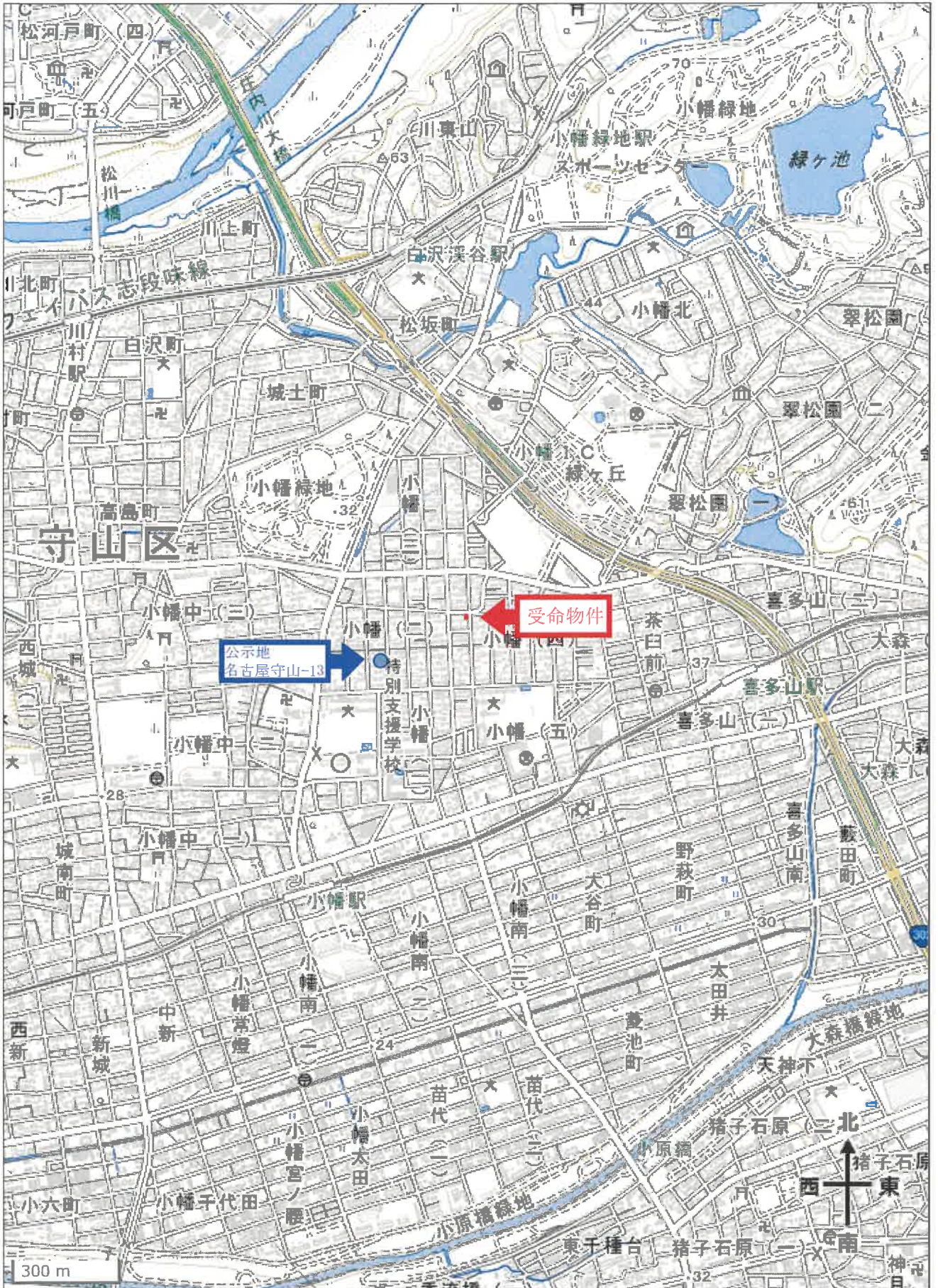
## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 土地建物配置図(概略)
- 6 各階平面図
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

以 上

地理院地図  
GSI Maps

位置図



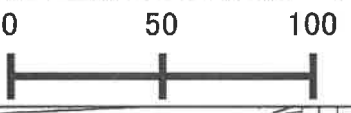
# 付近案内図



受命物件

守山東中学校

小幡五丁目

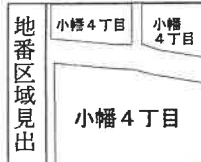


1:2,500

名古屋都市計画基本図データ



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	名古屋市守山区小幡四丁目			地番	210番			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和60年7月29日			備付年月日(原図)	昭和60年7月29日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局名東出張所管轄)

令和7年9月29日

名古屋法務局

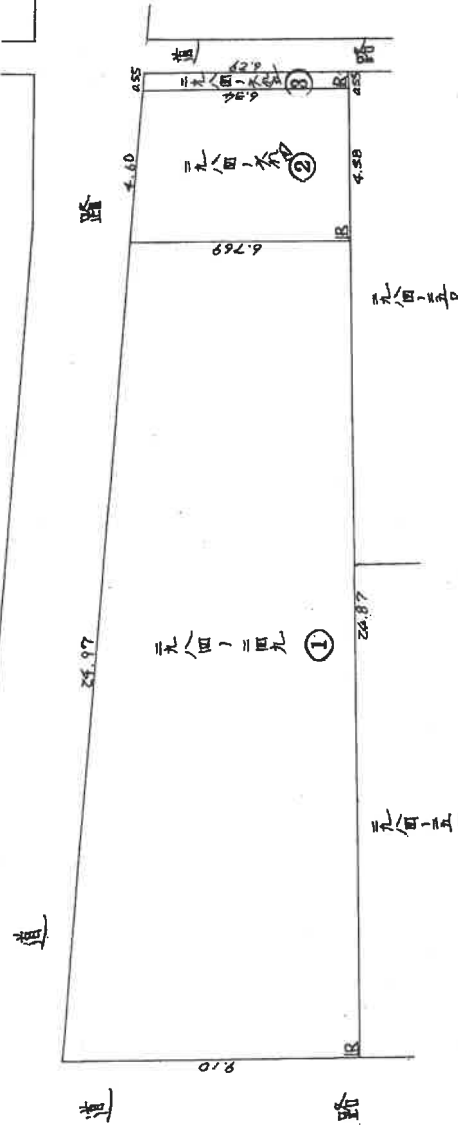
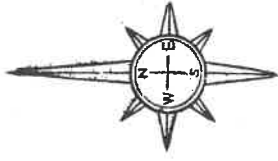
地積測量図写

登記年月日：昭和39年6月19日

3101869

地番 ~~2984-249~~ 205、210、2-5  
 土地の所在 ~~名古屋市守山区小橋西丁目~~  
 名古屋市守山区小橋西丁目  
 前 2984-249 後・番 210、2-5、206~209  
 2984-694 205  
 2984-695

製作年 月 日  
 昭和39年6月19日  
 申請人  
 製作者



①	$24.07 \times (9.10 + 6.769)$	$394.66208$
②	$4.58 \times (6.769 + 6.34)$	$60.03922$
③	$0.55 \times (6.34 + 6.29)$	$6.9465$
Z積 =		$30.471961$
Z積 =		$34.47325$

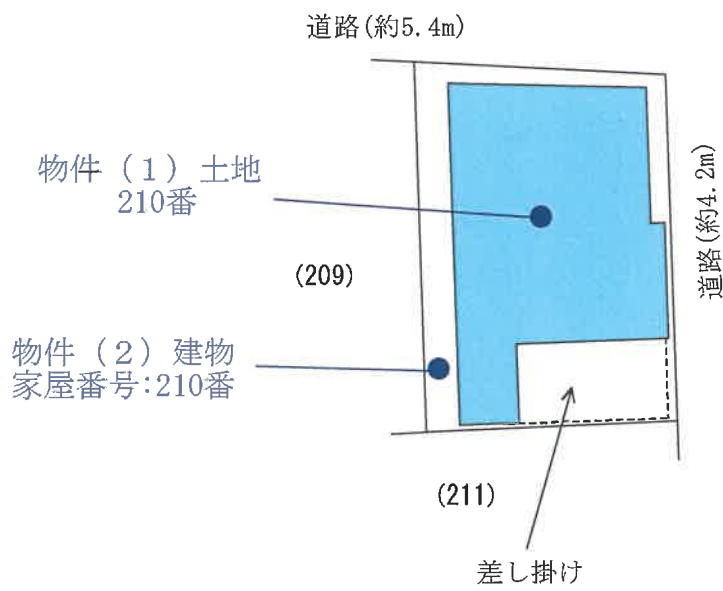
39.6.19 単位 簡  
 39.6.19

注. 82

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年11月12日 名古屋法務局名東出張所 登記官

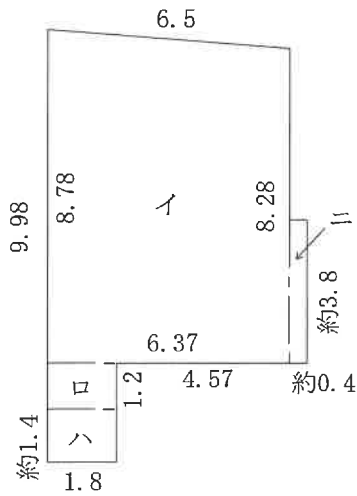
# 土地建物配置図(概略)



S = 約 1 / 250

## 各階平面図

### 1階



#### 求積表

○登記部分

イ  $(8.78 + 8.28) \times 6.37 \times 1/2$   
 $= 54.3361$

ロ  $1.2 \times 1.8 = 2.16$

---

合計 56.4961  
 床面積 56.49m<sup>2</sup>

○未登記増築部分

ハ  $\text{約}1.4 \times 1.8 = \text{約}2.52$

ニ  $\text{約}0.4 \times \text{約}3.8 = \text{約}1.52$

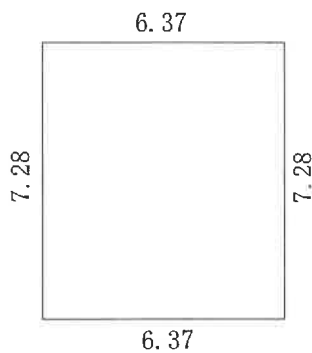
---

合計 約4.04m<sup>2</sup>

合計床面積

$56.49\text{m}^2 + \text{約}4.04\text{m}^2 = \text{約}60.53\text{m}^2$

### 2階



#### 求積表

$6.37 \times 7.28 = 46.3736$

床面積 46.37m<sup>2</sup>

# 建物間取図(概略)



1階



2階



S = 約 1 / 100

現況写真

